

平成 20 年 3 月 31 日
国土交通省告示第 413 号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十四条の規定に基づき、作業
規程の準則（昭和二十六年建設省告示第八百号）の全部を改正したので、その
関係書類は、国土交通省国土地理院（茨城県つくば市北郷一番）に備え置いて
閲覧に供する。

平成二十年三月三十一日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

作業規程の準則

制 定	昭和 26 年 8 月 25 日	建設省告示	第 800 号
全部改正	平成 20 年 3 月 31 日	国土交通省告示	第 413 号
一部改正	平成 23 年 3 月 31 日	国土交通省告示	第 334 号
一部改正	平成 25 年 3 月 29 日	国土交通省告示	第 286 号
一部改正	平成 28 年 3 月 31 日	国土交通省告示	第 565 号
一部改正	令和 2 年 3 月 31 日	国土交通省告示	第 461 号
一部改正	令和 5 年 3 月 31 日	国土交通省告示	第 250 号

※ 本書は、令和 5 年 3 月 31 日に改正されたところを _____ で表示しました。

作業規程の準則目次

第1編 総 則 (第1条—第17条)	1
第2編 基準点測量	7
第1章 通 則	9
第1節 要 旨 (第18条・第19条)	9
第2節 製品仕様書の記載事項 (第20条)	9
第2章 基準点測量	10
第1節 要 旨 (第21条—第24条)	10
第2節 作業計画 (第25条)	12
第3節 選 点 (第26条—第30条)	12
第4節 測量標の設置 (第31条—第33条)	12
第5節 観 測 (第34条—第39条)	13
第6節 計 算 (第40条—第43条)	19
第7節 品質評価 (第44条)	23
第8節 成果等の整理 (第45条・第46条)	23
第3章 レベル等による水準測量	25
第1節 要 旨 (第47条—第51条)	25
第2節 作業計画 (第52条)	26
第3節 選 点 (第53条—第57条)	26
第4節 測量標の設置 (第58条—第60条)	26
第5節 観 測 (第61条—第66条)	27
第6節 計 算 (第67条—第70条)	30
第7節 品質評価 (第71条)	31
第8節 成果等の整理 (第72条・第73条)	31
第4章 GNSS測量機による水準測量	32
第1節 要 旨 (第74条—第77条)	32
第2節 作業計画 (第78条)	33
第3節 選 点 (第79条—第83条)	33
第4節 測量標の設置 (第84条—第86条)	34
第5節 観 測 (第87条—第92条)	34
第6節 計 算 (第93条—第96条)	36
第7節 品質評価 (第97条)	38
第8節 成果等の整理 (第98条・第99条)	39
第5章 復旧測量 (第100条—第103条)	40
第3編 地形測量及び写真測量	43
第1章 通 則	45
第1節 要 旨 (第104条)	45
第2節 製品仕様書の記載事項 (第105条・第106条)	45
第3節 測量方法 (第107条)	45

第4節 図式 (第108条)	46
第2章 現地測量	47
第1節 要旨 (第109条—第113条)	47
第2節 作業計画 (第114条)	47
第3節 基準点の設置 (第115条)	48
第4節 細部測量	48
第1款 要旨 (116条)	48
第2款 TS点の設置 (第117条—第120条)	48
第3款 地形、地物等の測定 (第121条—第124条)	50
第5節 数値編集 (第125条・第126条)	52
第6節 補備測量 (第127条)	52
第7節 数値地形図データファイルの作成 (第128条)	52
第8節 品質評価 (第129条)	52
第9節 成果等の整理 (第130条・第131条)	52
第3章 UAV写真測量	53
第1節 要旨 (第132条—第134条)	53
第2節 作業計画 (第135条)	53
第3節 標定点の設置 (第136条—第141条)	53
第4節 撮影 (第142条—第151条)	55
第5節 空中三角測量 (第152条—第156条)	57
第6節 現地調査 (第157条—第160条)	58
第7節 数値図化 (第161条)	59
第8節 数値編集 (第162条)	59
第9節 補測編集 (第163条)	59
第10節 数値地形図データファイルの作成 (第164条)	59
第11節 品質評価 (第165条)	59
第12節 成果等の整理 (第166条・第167条)	59
第4章 空中写真測量	61
第1節 要旨 (第168条—第170条)	61
第2節 作業計画 (第171条)	61
第3節 標定点の設置 (第172条—第175条)	61
第4節 対空標識の設置 (第176条—第181条)	62
第5節 撮影	64
第1款 要旨 (第182条)	64
第2款 機材 (第183条・第184条)	64
第3款 撮影 (第185条—第191条)	65
第4款 GNSS/IMUデータ処理 (第192条—第194条)	66
第5款 数値写真の統合処理 (第195条・第196条)	68
第6款 空中写真の数値化 (第197条—第203条)	68
第7款 数値写真の整理 (第204条—第206条)	71
第8款 品質評価 (第207条)	71
第9款 成果等の整理 (第208条・第209条)	71

第 6 節	同時調整 (第 210 条—第 218 条)	71
第 7 節	現地調査 (第 219 条—第 224 条)	74
第 8 節	数値図化 (第 225 条—第 237 条)	75
第 9 節	数値編集 (第 238 条—第 243 条)	77
第 10 節	補測編集 (第 244 条—第 248 条)	78
第 11 節	数値地形図データファイルの作成 (第 249 条)	79
第 12 節	品質評価 (第 250 条)	79
第 13 節	成果等の整理 (第 251 条・第 252 条)	79
第 5 章	既成図数値化	80
第 1 節	要 旨 (第 253 条—第 256 条)	80
第 2 節	作業計画 (第 257 条)	80
第 3 節	計測用基図作成 (第 258 条・第 259 条)	80
第 4 節	計 測 (第 260 条—第 263 条)	81
第 5 節	数値編集 (第 264 条—第 266 条)	81
第 6 節	数値地形図データファイルの作成 (第 267 条)	82
第 7 節	品質評価 (第 268 条)	82
第 8 節	成果等の整理 (第 269 条・第 270 条)	82
第 6 章	修正測量	83
第 1 節	要 旨 (第 271 条—第 274 条)	83
第 2 節	作業計画 (第 275 条)	86
第 3 節	予 察 (第 276 条)	86
第 4 節	修正数値図化	86
第 1 款	TS 等を用いる修正数値図化 (第 277 条・第 278 条)	86
第 2 款	キネマティック法による修正数値図化 (第 279 条・第 280 条)	87
第 3 款	RTK 法による修正数値図化 (第 281 条・第 282 条)	87
第 4 款	ネットワーク型 RTK 法による修正数値図化 (第 283 条・第 284 条)	87
第 5 款	UAV 写真測量による修正数値図化 (第 285 条・第 286 条)	87
第 6 款	空中写真測量による修正数値図化 (第 287 条・第 288 条)	87
第 7 款	地上レーザ測量による修正数値図化 (第 289 条・第 290 条)	88
第 8 款	UAV レーザ測量による修正数値図化 (第 291 条・第 292 条)	88
第 9 款	車載写真レーザ測量による修正数値図化 (第 293 条・第 294 条)	88
第 10 款	既成図を用いる方法による修正数値図化 (第 295 条—第 297 条)	88
第 11 款	他の既成データを用いる方法による修正数値図化 (第 298 条—第 300 条)	89
第 5 節	現地調査 (第 301 条)	89
第 6 節	修正数値編集 (第 302 条—第 304 条)	89
第 7 節	数値地形図データファイルの更新 (第 305 条)	89
第 8 節	品質評価 (第 306 条)	89
第 9 節	成果等の整理 (第 307 条・第 308 条)	89
第 7 章	写真地図作成	91
第 1 節	要 旨 (第 309 条—第 313 条)	91
第 2 節	作業計画 (第 314 条・第 315 条)	92
第 3 節	数値地形モデルの作成 (第 316 条—第 321 条)	92

第4節	正射変換 (第322条・第323条)	93
第5節	モザイク (第324条—第326条)	93
第6節	写真地図データファイルの作成 (第327条・第328条)	94
第7節	品質評価 (第329条)	94
第8節	成果等の整理 (第330条・第331条)	94
第8章	地図編集	95
第1節	要 旨 (第332条—第336条)	95
第2節	作業計画 (第337条)	95
第3節	資料収集及び整理 (第338条)	95
第4節	編集原稿データの作成 (第339条・第340条)	95
第5節	数値編集 (第341条—第343条)	96
第6節	数値地形図データファイルの作成 (第344条)	96
第7節	品質評価 (第345条)	96
第8節	成果等の整理 (第346条・第347条)	96
第9章	基盤地図情報の作成	97
第1節	要 旨 (第348条)	97
第2節	基盤地図情報の作成方法 (第349条)	97
第3節	既存の測量成果等の編集による基盤地図情報の作成 (第350条・第351条)	97
第4節	作業計画 (第352条)	98
第5節	既存の測量成果等の収集及び整理 (第353条)	98
第6節	基盤地図情報を含む既存の測量成果等の調整 (第354条—第357条)	98
第7節	基盤地図情報項目の抽出 (第358条)	99
第8節	品質評価 (第359条)	99
第9節	成果等の整理 (第360条・第361条)	99
第4編	地形測量及び写真測量 (三次元点群測量)	101
第1章	通 則	103
第1節	要 旨 (第362条)	103
第2節	製品仕様書の記載事項 (第363条)	103
第3節	測量方法 (第364条)	103
第2章	地上レーザ測量	104
第1節	要 旨 (第365条・第366条)	104
第2節	作業計画 (第367条)	104
第3節	オリジナルデータの作成	104
第1款	要 旨 (第368条・第369条)	104
第2款	標定点の設置 (第370条—第374条)	105
第3款	地上レーザ計測 (第375条—第380条)	106
第4節	その他の成果データの作成	107
第1款	要 旨 (第381条)	108
第2款	グラウンドデータの作成 (第382条・第383条)	108
第3款	グリッドデータの作成 (第384条・第385条)	108
第4款	等高線データの作成 (第386条・第387条)	108
第5款	数値地形図データの作成 (第388条—第404条)	109

第5節	成果データファイルの作成 (第405条)	111
第6節	品質評価 (第406条)	111
第7節	成果等の整理 (第407条・第408条)	111
第3章	UAV 写真点群測量	112
第1節	要 旨 (第409条・第410条)	112
第2節	作業計画 (第411条)	112
第3節	標定点及び検証点の設置 (第412条—第416条)	112
第4節	撮 影 (第417条—第425条)	113
第5節	三次元形状復元計算 (第426条—第429条)	115
第6節	グラウンドデータの作成及び構造化 (第430条—第432条)	116
第7節	成果データファイルの作成 (第433条)	116
第8節	品質評価 (第434条)	116
第9節	成果等の整理 (第435条・第436条)	116
第4章	UAV レーザ測量	117
第1節	要 旨 (第437条・第438条)	117
第2節	成果品の要求仕様の策定 (第439条—第442条)	117
第3節	作業計画 (第443条)	118
第4節	作業仕様の策定 (第444条—第449条)	118
第5節	オリジナルデータの作成	120
第1款	計測計画の作成 (第450条)	120
第2款	固定局の設置 (第451条)	121
第3款	調整点の設置 (第452条・第453条)	121
第4款	計測 (第454条—第457条)	122
第5款	最適軌跡解析 (第458条・第459条)	122
第6款	オリジナルデータの作成 (第460条—第463条)	123
第7款	オリジナルデータの点検測量 (第464条)	124
第6節	その他の成果データの作成	125
第1款	要 旨 (第465条)	125
第2款	グラウンドデータの作成 (第466条・第467条)	126
第3款	グリッドデータの作成 (第468条・第469条)	126
第4款	等高線データの作成 (第470条・第471条)	126
第5款	数値地形図データの作成 (第472条—第474条)	126
第7節	成果データファイルの作成 (第475条)	128
第8節	品質評価 (第476条)	128
第9節	成果等の整理 (第477条・第478条)	128
第5章	車載写真レーザ測量	129
第1節	要 旨 (第479条・第480条)	129
第2節	成果品の要求仕様の策定 (第481条—第483条)	129
第3節	作業計画 (第484条)	130
第4節	作業仕様の策定 (第485条—第489条)	130
第5節	調整点の設置 (第490条—第493条)	132
第6節	オリジナルデータの作成	132

第1款	移動取得（第494条—第498条）	132
第2款	データ処理（第499条—第508条）	134
第3款	オリジナルデータの点検（第509条・第510条）	135
第7節	その他の成果データの作成	136
第1款	要旨（第511条）	136
第2款	グラウンドデータの作成（第512条・第513条）	137
第3款	グリッドデータの作成（第514条・第515条）	137
第4款	等高線データの作成（第516条・第517条）	137
第5款	数値地形図データの作成（第518条—第530条）	137
第8節	成果データファイルの作成（第531条）	140
第9節	品質評価（第532条）	140
第10節	成果等の整理（第533条・第534条）	140
第6章	航空レーザ測量	141
第1節	要旨（第535条—第537条）	141
第2節	作業計画（第538条）	141
第3節	固定局の設置（第539条・第540条）	142
第4節	航空レーザ計測（第541条—第546条）	142
第5節	調整点の設置（第547条・第548条）	145
第6節	点群データの作成（第549条—第556条）	145
第7節	オリジナルデータの作成（第557条・第558条）	147
第8節	グラウンドデータの作成（第559条—第563条）	147
第9節	グリッドデータの作成（第564条—第566条）	149
第10節	等高線データの作成（第567条・第568条）	150
第11節	成果データファイルの作成（第569条）	151
第12節	品質評価（第570条）	151
第13節	成果等の整理（第571条・第572条）	151
第7章	航空レーザ測深測量	152
第1節	要旨（第573条—第576条）	152
第2節	作業計画（第577条・第578条）	153
第3節	固定局の設置（第579条・第580条）	153
第4節	航空レーザ測深（第581条—第586条）	154
第5節	調整点の設置（第587条・第588条）	155
第6節	点群データの作成（第589条—第597条）	155
第7節	オリジナルデータの作成（第598条・第599条）	157
第8節	グラウンドデータの作成（第600条—第605条）	157
第9節	グリッドデータの作成（第606条—第608条）	159
第10節	等高線データの作成（第609条・第610条）	160
第11節	成果データファイルの作成（第611条）	160
第12節	品質評価（第612条）	161
第13節	成果等の整理（第613条・第614条）	161
第5編	応用測量	163
第1章	通則	165

第1節	要 旨 (第 615 条—第 621 条)	165
第2節	製品仕様書の記載事項 (第 622 条)	167
第2章	路線測量	168
第1節	要 旨 (第 623 条・第 624 条)	168
第2節	作業計画 (第 625 条)	168
第3節	線形決定 (第 626 条—第 628 条)	168
第4節	中心線測量 (第 629 条—第 631 条)	170
第5節	仮BM 設置測量 (第 632 条—第 634 条)	171
第6節	縦断測量 (第 635 条・第 636 条)	171
第7節	横断測量 (第 637 条・第 638 条)	172
第8節	詳細測量 (第 639 条・第 640 条)	173
第9節	用地幅杭設置測量 (第 641 条—第 643 条)	173
第10節	品質評価 (第 644 条)	174
第11節	成果等の整理 (第 645 条・第 646 条)	174
第3章	河川測量	175
第1節	要 旨 (第 647 条・第 648 条)	175
第2節	作業計画 (第 649 条)	175
第3節	距離標設置測量 (第 650 条・第 651 条)	175
第4節	水準基標測量 (第 652 条・第 653 条)	175
第5節	定期縦断測量 (第 654 条・第 655 条)	176
第6節	定期横断測量 (第 656 条・第 657 条)	176
第7節	深浅測量 (第 658 条・第 659 条)	177
第8節	法線測量 (第 660 条・第 661 条)	177
第9節	海浜測量及び汀線測量 (第 662 条・第 663 条)	178
第10節	品質評価 (第 664 条)	178
第11節	成果等の整理 (第 665 条・第 666 条)	178
第4章	用地測量	180
第1節	要 旨 (第 667 条・第 668 条)	180
第2節	作業計画 (第 669 条)	180
第3節	資料調査 (第 670 条—第 675 条)	180
第4節	復元測量 (第 676 条・第 677 条)	181
第5節	境界確認 (第 678 条・第 679 条)	181
第6節	境界測量 (第 680 条—第 684 条)	181
第7節	境界点間測量 (第 685 条・第 686 条)	182
第8節	面積計算 (第 687 条・第 688 条)	183
第9節	用地実測図データファイルの作成 (第 689 条・第 690 条)	183
第10節	用地平面図データファイルの作成 (第 691 条・第 692 条)	184
第11節	品質評価 (第 693 条)	184
第12節	成果等の整理 (第 694 条・第 695 条)	184
第5章	その他の応用測量	186
第1節	要 旨 (第 696 条)	186
第2節	作業計画 (第 697 条)	186

第3節	作業方法 (第698条)	186
第4節	作業内容 (第699条)	186
第5節	品質評価 (第700条)	186
第6節	成果等の整理 (第701条・第702条)	186
附 則		187
付録1	測量機器検定基準	189
付録2	公共測量における測量機器の現場試験の基準	195
付録3	測量成果検定基準	203
付録4	標準様式	209
付録5	永久標識の規格及び埋設方法	341
付録6	計算式集	351
付録7	公共測量標準図式	389
付録8	多言語表記による図式	551
別表1	測量機器級別性能分類表	573